

第2セッション「帝国とコラボレーター」

クルグズ遊牧社会におけるロシア統治の媒介者としての「マナプ」

秋山 徹¹

はじめに

○本報告の目的

- ・19世紀中葉から20世紀初頭におけるロシア帝国の中央アジアへの軍事膨張と統治・行政機構の確立過程における、現地社会のコラボレーターの動向を、「マナプ」という称号で呼ばれた、遊牧民族クルグズ（キルギス）の部族指導者に焦点を当てて考察する²

○先行研究の中での本報告の位置付け

- ・民族史、国家史、英雄史（現地）・帝国史（欧米、日本）
- ・「ロシア帝国論と中央アジア地域研究の有機的接合」³
→現地エリートの動向＋カザフ、ウズベクに比べて研究蓄積が手薄なクルグズ

○本報告の概要

- ・ロシア帝国によるクルグズ社会の包摂過程とマナプの位相（Ⅰ）
- ・ロシア統治下におけるマナプたちの行動、戦略の諸相（Ⅱ）

○史料：公文書館史料：中央アジア諸国（カザフ、ウズベク、クルグズ）、ロシア

Ⅰ. ロシア帝国によるクルグズ社会の包摂過程とマナプ

1. 統治の媒介者＝マナプの創出、再編過程

1) 認知の契機

- ・1840年代後半、ケネサル叛乱⁴討伐過程での連携
→ロシア帝国とクルグズ社会の交渉の結節点
- ・叛乱の平定を通して、ロシア帝国とコーカンド・ハン国がより直接的に対峙する状況
→クルグズは両勢力の狭間・境域に位置付けられる

2) 軍事・統治機構への接合

¹ 日本学術振興会特別研究員 PD・東京大学。

² 本報告の詳細については、拙稿「クルグズ遊牧社会におけるロシア統治の成立：部族指導者「マナプ」の動向を手がかりとして」『史学雑誌』第119編第8号、2010年、1-35頁；「20世紀初頭のクルグズ部族首領権力に関する一考察：シャブダン・ジャンタイの葬送儀式的分析を手がかりとして」『内陸アジア史研究』第24号、83-104頁、2009年を参照されたい。

³ 宇山智彦『『個別主義の帝国』ロシアの中央アジア政策：正教化と兵役の問題を中心に』『スラヴ研究』53号、2006年、29頁。

⁴ 19世紀中葉に、カザフ草原とその周辺地域を巻き込みながら展開した叛乱。ロシア帝国は1822年に「シベリア・キルギズに関する規則」の導入によってハン制度を廃してカザフ・ハン国を解体し、小・中ジュズのカザフ社会への直接支配の度合いを強めつつあった。これに対して叛乱を率いたのが、ハン復活を目論むケネサルであった。ケネサルは1840年代後半よりセミレチエのカザフならびにクルグズに対して攻勢をかけた。

- ・1850年代後半、ロシア帝国の軍事膨張の活発化
 - コーカンド・ハン国の北側を包囲する軍事戦略ラインの形成
- ・「信頼（献身）性」を基準にマナブを選別、「上席マナブ」の任命によるヒエラルヒーの構築
 - 各マナブの遊牧圏を確定することで防御体制を確立

3) 直轄統治の開始とマナブの位相

- ・1867年、トルキスタン総督府創設。行政機構の明確化（総督以下、州―郡―郷）
 - マナブは公認されず、新たな媒介者として、人民から選挙で選ばれる「郷長」職
- ※しかし、郷長職へのマナブの就任を妨げず、むしろ奨励
- ※「郡長下級補佐」職には有力なマナブを登用

●「戦闘性 ВОИНСТВЕННОСТЬ」として表現される機動力の温存・活用

- ・軍事力として征服作戦に利用
- ・情報収集：コーカンド・ハン国側からの書簡の引渡し etc
- ・ロシア当局と郡内外の諸勢力間の仲介役
- ※但し、地域秩序を乱し得る過度な「戦闘性」（「バルムタ」⁵）は抑制・排除の対象
- ※情報収集・仲介役としての登用に対する警戒感
 - 「信頼性」とはあくまで相対評価。基底には強い猜疑心・不信感

2. 貴族階層としての認知と温存

1) ロシア帝国のクルグズ認識の基層

- ・基準としてのカザフ社会認識：ロシア側からの確固とした認知と存在感
 - カザフの社会構造：貴族（「白い骨」⁶）と平民の区分が明瞭（血統、遊牧形態 etc）
 - 19世紀初頭、ハン位が廃され、カザフ・ハン国は解体。しかしスルタンを仲介者とする統治制度による再編（「上席スルタン」）
 - ステータスがロシア帝国の法規上に明記：上席スルタン職を2期以上務めれば、ロシア帝国の貴族身分としての証書の発行を請求する権利を持つ⁷
- ※18C後半、カザフ草原への進出過程で、「カザフ草原の辺境、果て」の民族集団として認識⁸
 - 「白い骨」の欠如こそがクルグズ社会の特質と見なされる

2) マナブ認識の変遷

- ・1840年代～1860年代：非貴族性の強調、実態に即した把握
 - 部族指導者「ビー」の中から選出された、優れた軍事指導者に与えられた称号
 - 「上席マナブ」制の導入による、貴族階層化への危惧感
- ・1870年代～：カザフのスルタンに対応する、クルグズ独自の貴族層としての位置付け

⁵ カザフおよびクルグズ遊牧社会における自力救済、復讐の慣習。

⁶ チンギス・カンの男系子孫である、カザフ・ハン国の君主ハンとその男系同族スルタンに対する呼称。

⁷ 『シベリア・キルギズ規程』（1822年施行）第52項（Полное собрание законов Российской империи [『ロシア帝国法律大全』]. Том. XXXVIII, СПб., 1830, С.419）。

⁸ 18世紀末、クルグズには、当時「キルギズ（カイサク）киргиз (кайсак)」と呼ばれたカザフと区別するかたちで「野蛮な дикие」や「岩の向こう закаменные」という形容詞が付加された。例えば A.Г.アンドレイエフは『キルギズ・カイサク中オルダの記述』の中でクルグズを「野蛮で、黒く或いは岩の向こうにいるキルギズ дикие, черные или закаменные киргисцы」と記している。

→系譜意識の創出・発見(?)。チンギス・ハンに対応する「タガイ」裔

3) マナプの温存 (1880年代)

・統合のシンボルとして重視

→アレクサンドル3世皇帝戴冠式(1883年)への代表者選抜に際して、マナプが選出の対象

※入場券には、個人名の代わりに「キルギズ、マナプ」と明記される

→出席したシャブダン(陸軍中佐位に叙せられた(1888年作成の勤務表の出自欄:「ディオカメンヌイ・オルダのマナプ(スルタンすなわち貴族に相当)」⁹)と記された)

※クルグズ以外の民族の有力者に対する、ステップ総督コルパコフスキーの対応にも同様の傾向¹⁰

←アレクサンドル3世治下の所謂「愛民思想」(個々の階層の利益を保護)を反映か

●しかし、ロシア帝国のマナプ理解は不明瞭な部分多し(法律上の規定等なし)

→スルタンとの比定を通して認識(「スルタンみたいなもの」という理解に終始)¹¹

3. 抑制、排除

1) 「対マナプ闘争」理念の顕在化

・1867年の時点で導入された郷制度の背景には、マナプを含む「部族原理 родовое начало」の弱体化の理念。しかし、1870年代末まで、征服と統治が同時並行する状況下(「軍民統治 военно-народное управление」)、地域の安寧の確保が最優先され、理念に留まる

・1880年代、ロシア帝国の中央アジア征服の完了後、人民の利益の保護が意識される中で、マナプによる人民の搾取に目が向けられるようになる

↓

・1890年代以降、クルグズ社会末端へのロシア権力の浸透

「人民」との提携・保護を志向、監視の強化→「闘争 борьба」の対象に

・マナプ=統治の障害、社会悪としての側面が強調されるようになる

cf.この当時、カザフ社会のスルタンが「闘争」の対象にされた形跡はない。しかし、1868年にカザフ草原で導入された「臨時統治規程」第186、187項で定められた、ハンの直系の子孫たちの免税特権は、1891年制定の新たな統治規程「ステップ統治規程」では撤廃¹²

2) 「闘争」の内実

・人民法廷へのロシア人行政官の介入の制限、公職に就かないマナプが個人的に行う徴税を法

⁹ РГИА [ロシア連邦国立歴史文書館], Ф.1276 [大臣評議会], оп.6, д.712, л.11об.

¹⁰ 1886年、コルパコフスキーはセミレチエ州ヴェールヌイ郡に居住するタランチの首領「クルジャのスルタン」アビル・オグリ・イブラギモフの死後、彼の子孫の世襲貴族身分への編入とスルタンの称号の保持を皇帝の特別裁可によって認めるよう、内務大臣に要請している(РГИА, Ф.1291 [内務省、全体部], оп.82, д.4-1886, л.1-1об.). また、カザフのスルタン、チンギス・ワリー・ハーンに対し、一般のカザフの民の冬営地や国有林を含まない2000デシャチナの土地区画を特別に分与するよう、国有財産省に要請している(РГИА, Ф.1291, оп.82, д.52-1894, л.14). ただし、いずれの案件も内務、国有財産省によって否決されている。

¹¹ 1908年、陸軍参謀本部アジア局は土地整理農業総局に宛てて、「カラ・キルギズの称号マナプとは、スルタンすなわち貴族に相当します」と述べている(РГИА, Ф.391 [移民局], оп.3, д.925, л.1).

¹² 1893年当時の内務省の把握によれば、ステップ総督府全体で同規定の特権を享受するカザフは57世帯であった(免除総額313ルーブリ15コペイカ)。尚、1867年統治規程案には同様の特権は定められず、セミレチエ州に存在するハンの後裔は特権を受けなかった(РГИА, Ф.1291, оп.82, д.2-1893, л.36об.-38).

律で取り締まることは不可能

- ・山岳地域：流刑による排除
- ・平野部：マナプの中から新たな仲介者を選別・提携

→具体的な政策遂行の際、人民を動員するにはマナプの力が不可欠（学校創設、植民政策 etc）

II. マナプたちの行動・戦略の諸相

1. 征服、併合、直轄統治草創期

1) 境域性の巧みな利用（1840年代後半～1870年代）

- ・「戦闘性」を「バルムタ」としてではなく、「軍事奉仕」として発揮
 - ・周辺勢力（コーカンド・ハン国 etc）の存在感を利用して、競合するマナプの「不審性」を強調して、自己の「信頼性」を強調→放牧地の確保・拡大
 - ・18C 中期ジュンガル政権の崩壊以後、露清帝国の進出とコーカンド・ハン国の勃興という地域秩序の再編過程の中で、放牧地の拡大と確保を目指す動き（＝「ジュンガル政権崩壊後の「空白」の整理」¹³）→フェルガナ盆地からセミレチエ、イリ川河畔への東方移住
- ※遊動性・機動力を巧みに利用することで領域を志向（「遊動」と「領域」という、一見相反する原理が実は密接に関連）→現在にまで至る部族・民族分布図の原型

2) 郷長職の導入を巡る動向

- ・郷長職への強い執着：影響力はさほど強くないマナプ、郷長職を利用して権力維持を模索
- ・郷長職からの意図的辞退：部族指導者として従来保持していた行動の自由を束縛することを見越した上での、ある種の抵抗

※マナプという地位の曖昧さ故の強み：法律で規定されないために、規制の対象にはならず。さらに、ロシア当局の監視が行き届かないため、行動の自由が確保される

↓

弱み：ロシア側からの認知が曖昧なために、特権を要求するに足る根拠にはなりえず
→カザフのスルタンとの比定が必要¹⁴

2. 「若きマナプたち yāsh manāblār」の挑戦

- ※ポスト征服世代のマナプ、軍功を根拠とした権力獲得は不可能
→様々な手法で権威を再構築、マナプという枠組みからの脱皮

1) ロシア行政当局の啓蒙政策への積極的参画

- ・「ロシア語・キルギズ語学校」事業の組織、ロシア当局の定住化政策への積極的呼応

↓

¹³ 野田仁「ロシア帝国の東方国境とカザフ草原：清朝の多民族支配との比較から」（比較地域大国論第4班研究会報告要旨：2009年5月25日（http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/rp/group_04/achievements/files/20090525_noda.pdf）。

¹⁴ 1899年、シャブダンが皇帝ニコライ2世に宛てて提出した、世襲貴族身分への編入を求める請願書の中で、父親ジャンタイがケネサル討伐で果たした功績と、コーカンド・ハン国征服における自らの功績に加え、自らが「マナプたちの子孫である（この称号はキルギズ・カザクのスルタンと同等のものです）」と述べている（ЦГА КР [クルグズ共和国国立中央文書館], Ф.77 [シャブダン・ジャンタエフ], оп.1,д.1,л.6 об）。

- ※しかし、20C 初頭ロシア系農民の植民推進にともなう土地収用を巡って反感
→「ツァーリに裏切られた」という感覚。カザフ知識人にも同様の心情¹⁵
→ロシア当局、新世代のマナプたちをコラボレーターとして利用せず、
むしろ「ロシアの敵」として排除

2) イスラーム事業の組織

- ・イスラーム高等教育を受け、ムッラーとなるマナプ
- ・モスクの建設、メッカ、メディナへの巡礼

3) 歴史記述への関与：『幸あるクルグズの歴史 Tārīkh-i qirghiz-i shādmānīa』(1914 年、ウファ)

- ・著者、オスマン・アリー・スドゥコフ
- ・タガイを父祖とするマナプの系譜と事績の集積
- ・クルグズ民族意識の表明≠排他的なナショナリズムの主張や行動
→カザフを含む緩やかな地域意識の中で民族意識を表明

4) カザフ知識人との連携

- ・カザフ人民族運動（アラシュ党）への参画：クルグズ単独での民族運動は行われず

おわりに

- ロシア帝国側政策：「認知（定義）」、「選別・利用」、「温存・保護」、「抑制・排除」の諸相が交差する重層的な過程→「内なる他者」であり続ける
- 報告の便宜上ロシア／マナプ（クルグズ）という軸で整理したが、こういった二項対立的図式を超えた、コラボレーションの連鎖が確認できる→カザフの存在感（共通の参照点）
- 本報告に関わる、今後の課題・構想：
 - (2) 「マナプ」というコラボレーターの構成要素として：「ジギト（=伺候者）」
 - (3) 「郷書記」、通訳など
 - (4) 人質制度（「アマナト」）

¹⁵ 宇山智彦「20世紀初頭におけるカザフ知識人の世界観：M.ドゥラトフ『めざめよ、カザフ！』を中心に」『スラヴ研究』44号、1997年、第4章「ドゥラトフとロシア」を参照。